

6 管理の期間
平成15年4月10日から道路の存続する日まで

熊本県告示第463号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を設定する旨荒尾市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。
平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の町
荒尾	田添	3363の1から3363の6まで、3365の1から3365の5まで、3366の1から3366の7まで、3399の1から3399の6まで、3400の1から3400の6まで、3421の1、3421の5、3421の6、3422の1、3422の6から3422の11まで、3423の1及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	東屋形一丁目

熊本県告示第464号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。
平成15年4月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 2 免許年月日及び番号
平成15年4月16日
熊本県指令港第2号
- 3 埋立区域

(1) 位置

熊本県本渡市楠浦町256の12、256の7地先並びに288の9、288の1、291の5、291の4、291の12、291の7、291の9、291の3、291の11及び299の3に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（D.L. + 3.89 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 基準点五色島三等三角点（北緯32度24分44秒、東経130度12分59秒）から320度46分33秒902.46mの地点
- 2の地点 1の地点から275度54分50秒21.21mの地点
- 3の地点 2の地点から230度53分46秒12.41mの地点
- 4の地点 3の地点から320度53分31秒1.50mの地点
- 5の地点 4の地点から230度53分31秒5.40mの地点
- 6の地点 5の地点から140度53分31秒1.50mの地点
- 7の地点 6の地点から230度53分31秒34.60mの地点
- 8の地点 7の地点から320度53分31秒1.50mの地点
- 9の地点 8の地点から230度53分31秒5.40mの地点
- 10の地点 9の地点から140度53分31秒1.50mの地点
- 11の地点 10の地点から230度53分31秒34.60mの地点
- 12の地点 11の地点から320度53分31秒1.50mの地点
- 13の地点 12の地点から230度53分31秒5.40mの地点
- 14の地点 13の地点から140度53分31秒1.50mの地点
- 15の地点 14の地点から230度53分31秒12.20mの地点
- 16の地点 15の地点から320度53分31秒18.03mの地点

(3) 面積

2,332.09 平方メートル

- 4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本県本渡市楠浦町256の12、256の7地内及び地先並びに288の9、288の1、291の5、291の4、291の12、291の7、291の9、291の3、291の11、299の3、299の2及び298の1に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基準点五色島三等三角点（北緯32度24分44秒、東経130度12分59秒）